

高松市新病院（仮称）院内保育所運営業務委託事業者募集要項

1 趣旨

この募集要項は、現在建設中の高松市新病院（仮称）の敷地内に設置する高松市新病院（仮称）院内保育所（以下「院内保育所」という。）の管理及び運営を実施する業務の事業者として、高松市病院事業（以下「発注者」という。）と優先的に契約交渉を行う者（以下「優先交渉権者」という。）を公募により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 優先交渉権者選定の方法

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

3 運営業務の概要

別紙「高松市新病院（仮称）院内保育所運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 提案上限額（平成30年度～平成33年度）

94,110,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

積算に当たっては、以下の条件によるものとする。

(1) 見積条件

ア 保育日数

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
138日	244日	243日	242日

備考 平成30年度は、平成30年9月1日から平成31年3月31日までとする。

イ その他の基本条件

	基本保育	延長保育
①保育時間	午前7時30分から 午後6時00分まで	午後6時00分から 午後7時00分まで
②保育児童数	平成30年度（15名） 0歳児 3名 1・2歳児 6名 3歳児 3名 4・5歳児 3名 平成31年度以降（20人） 0歳児 3名 1・2歳児 8名 3歳児 6名 4・5歳児 3名	平成30年度以降 （5名） 1・2歳児 3名 3歳児 2名
③給食	給食及びおやつを提供する	おやつを提供する

	基本保育	延長保育
④従業員数	保育士 配置基準による 調理員 1名	保育士 配置基準による

備考

- 1 保育児童は、全員が毎日利用するものとする。
- 2 一時保育は見積対象外とする。
なお、一時保育は、入所児童が定員に満たない場合に基本保育時間内で実施する。
- 3 給食は、保育所内調理室で調理を行う。
- 4 保育に従事する職員については、仕様書に定める配置基準を満たす人数の保育士を配置すること。
- 5 保育所運営に係る業務の負担区分は仕様書第11のとおり。
- 6 全ての消費税及び地方消費税の税率は8%で計算すること。
- 7 この基本条件は、告示日の想定であることから、変更となる場合がある。
- 8 優先交渉権者決定後、契約の締結に当たり、改めて見積を徴取する。

(2) 算定の内訳及び根拠

見積書別紙算定内訳において人件費や運営に要する経費等を明確に区分するとともに、それぞれ見積額の算定根拠を示すこと。

5 施設の概要

高松市認可外保育施設指導監督要綱（平成14年10月1日高松市）第2条に規定する認可外保育施設

- (1) 所在地 高松市仏生山町甲906番地6（予定）
- (2) 施設構造 木造平屋建て
- (3) 施設規模 延床面積 約300㎡

6 スケジュール

主な日程は、次のとおり。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 募集要項の交付開始（公告） | 平成30年3月 9日（金） |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 平成30年3月28日（水）正午 |
| (3) 企画提案書の提出要請 | 平成30年3月30日（金） |
| (4) 質問書提出期限 | 平成30年4月 5日（木） |
| (5) 質問書への回答 | 平成30年4月11日（水） |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 平成30年4月24日（火） |
| (7) プレゼンテーション及びヒアリング | 平成30年5月中旬（予定） |
| (8) 選定結果通知 | (7)終了後、速やかに |

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者は、契約期間中、確実に業務を遂行する能力を有する者とし、次に掲げる全ての要件を満たしている者であることとする。

ア 過去5年以内に元請として又は直営で保育定員15名以上の保育施設を2年以上管理運営した実績を有すること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中の者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中の者
- ④ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者
- ⑥ 反社会的又は公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

ウ 高松市病院局指名停止等措置要綱（平成24年高松市病院局告示第403号）に基づく指名停止期間中でない者

エ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）中又は再生手続中でない者

8 募集要項の交付期間及び入手方法

(1) 交付期間 平成30年3月9日（金）から同年3月28日（水）まで

(2) 交付方法 高松市民病院総務課ホームページからダウンロードすること。ただし、病院全体敷地図、院内保育所敷地図及び院内保育所施設平面図については、高松市民病院事務局総務課において直接貸与する。

URL：<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/byoin/oshirase/hoiku.html>

9 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式3）に必要事項を記入のうえ、次により提出すること。なお、電話による質問は受け付けられないものとする。

(1) 提出期限 平成30年4月5日（木）午後5時まで

(2) 提出先 「28 書類提出先」に提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び事業実施に関連がないと判断される質問の受け付けは行わない。

(3) 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メールでのファイル添付により提出すること。なお、郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。また、FAX又は電子メールの送信後、必ず電話にて到達していることの確認を行うこと。

(4) 回答 質問に対する回答は、質問事業者名を伏せたうえで、平成30年4月11日（金）までに、全ての応募者に電子メールで送付する。なお、質問書に対する回答内容が、公告時の資料等と異なる場合においては、その回答をもって公告時の資料及びその他関係書類を修正したものとみなす。

10 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、参加表明書等、次の書類を各1部提出のうえ、参加資格の審

査を受けるものとする。なお、参加表明書等必要書類が提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書の提出を行うことができないものとする。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 事業実績調書（様式2-①、2-②）
- ③ 国税通則法に定める納税証明書（その3の3）
- ④ 課税されている高松市税（全品目）の納期到来分について滞納無証明書（高松市内に本店支店営業所等を有する場合のみ）
- ⑤ 商業登記簿謄本又は登記事項（履歴事項）証明書（法人の場合）
- ⑥ 印鑑証明書
- ⑦ 委任状（様式2-③）
- ⑧ 使用印鑑届（様式2-④）
- ⑨ 財務諸表類の写し（直近のもの）
※貸借対照表、損益計算書など、経営実績が分かるもの
- ⑩ 会社概要又は事業概要等
※応募企業の事業内容、事業の経歴・概要が分かるもの。パンフレット等でも可。
※③から⑥までの書類は、平成30年1月1日以降に証明又は発行されたものとし、写しの提出も可とする。

※高松市病院局の「平成29～31年物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」に登載されている者は、③から⑧までの書類の提出を省略することができる。

- (2) 提出期限 平成30年3月28日（水）正午まで
- (3) 提出先 「28 書類提出先」に提出
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出方法 発注課に直接持参又は郵送すること。なお、持参の場合の受付時間は、日・土曜日・祝日を除く各日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限り、期限内必着とする。

11 参加資格の審査結果の通知

審査の結果、本プロポーザルへの参加資格があると認められた者には、平成30年3月30日（金）までに、企画提案書の提出要請を文書により通知する。

12 参加資格がない又は提案書の提出要請を行わないと認めた理由の説明請求の受付

審査の結果、本プロポーザルへの参加資格がないと認められた者は、次のとおり、その理由について、「文書（任意様式）」により、発注者に説明を求めることができる。

発注者は、請求を受けた日の翌日から起算して7日以内に、文書により回答する。

- (1) 受付期間 平成30年4月3日（火）から同年4月6日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 「28 書類提出先」に提出すること
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。）で提出すること。なお、持参の場合は、土・日・祝日を除き、各日午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、提出期限までの必着とする。

13 企画提案書の提出

企画提案書の提出要請を受けた者は、企画提案書等、次の書類を提出すること。提出後、この企画提案の内容に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式4）
- ② 企画提案内容書（様式5）（「17 事業者の選定（2）評価項目」に沿って作成すること）
- ③ 委託料見積書（様式6）
- ④ 算定内訳（様式6別紙）

(2) 提出期間 平成30年4月16日（月）から平成30年4月24日（火）午後5時まで

(3) 提出先 「28 書類提出先」に提出

(4) 提出部数 正本1部、副本8部。なお、提出書類と同じ内容を保存した電子データを記録したCD-Rを1枚提出すること。

※提出様式はA4判20枚以内（表紙を除く）を基本とし、A3判を使用した場合は、A4判2枚換算とする。

(5) 提出方法 直接持参で提出すること。なお、土・日・祝日を除き、各日午前9時から午後5時までとする。

14 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施する。

(1) 日程及び場所等

参加資格を有する者に、別途、文書で通知する。

(2) 留意事項

- ① プレゼンテーション等の時間は、1提案者当たり30分程度を予定している。（プレゼンテーション20分・ヒアリング10分）
- ② プレゼンテーション等の順番は、企画提案書受付順とする。
- ③ プレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とする。
- ④ プレゼンテーション等への参加人数は、1提案者当たり5名以内とし、本業務の実施に関する具体的な事項を説明することができる者が出席すること。
- ⑤ プレゼンテーション等に用いる資料は、企画提案書の内容のみとする。
- ⑥ プレゼンテーションソフトを利用する場合、スライド枚数は20ページ以内とし、様式は問わない。なお、スクリーンは発注者が用意するが、その他に使用する機器等は、提案者が準備するものとする。

15 企画提案書等の提出及びプレゼンテーションの辞退

企画提案書の提出要請後、企画提案書の提出を辞退する場合、又は企画提案書等の提出後、プレゼンテーション等を辞退する場合は、プレゼンテーション等実施の前日までに、文書（任意様式）により、辞退届を提出すること。

16 審査

優先交渉権者の選定の審査は、高松市新病院（仮称）院内保育所運營業務受注者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行うものとする。

17 事業者の選定

（1）選定方法

提出書類及びプレゼンテーション等を踏まえ、選定委員会が評価基準に基づいて各提案者を総合的に審査の上、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者とし、第2位の企画提案を行った者を次点者とする。

（2）評価項目

No.	評価項目	配点	評価視点
1	保育施設運営実績・基本方針	10	<ul style="list-style-type: none">・保育施設の運営実績・保育理念や基本方針、職員への周知
2	組織運営	10	<ul style="list-style-type: none">・組織運営体制の整備状況・職員に対する教育・研修計画、保育の質の向上のための取組
3	職員の確保・配置	15	<ul style="list-style-type: none">・職員の採用、確保に関する具体的計画・職員の配置、勤務体制・地域雇用に対する貢献
4	保育内容	20	<ul style="list-style-type: none">・保育指導計画、デイリープログラム、年間行事計画の充実・保育の実施方法の文書化・保育内容の評価体制の整備・具体的な保育サービスの充実
5	安全対策	15	<ul style="list-style-type: none">・事故や災害時の対応マニュアルの整備・事故防止のための取組・事故や災害に備え加入する保険の補償内容
6	衛生・健康管理	15	<ul style="list-style-type: none">・調理室、保育室等の衛生管理方法・入所児童の健康管理・職員の健康管理
7	保護者との連絡調整	15	<ul style="list-style-type: none">・保護者の意見反映の取組・利用者が相談しやすい環境、苦情解決の仕組みの整備・個人情報の保護
8	給食等の提供	20	<ul style="list-style-type: none">・給食・おやつ提供の方法・食中毒発生時の対応・アレルギー等の対応・食育の取り組み
9	その他優れた取り組み	15	<ul style="list-style-type: none">・創意工夫ある提案

No.	評価項目	配点	評価視点
10	業務委託料	25	<ul style="list-style-type: none"> ・提案上限額との比較 $(1 - (\text{提案額} \div \text{上限額})) \times 100$ (小数点以下切捨て)を点数とする。 ※最大20点 ・経費積算の根拠
11	その他 上記項目以外への質問	15	<ul style="list-style-type: none"> ・開所準備 ・児童虐待対策
満点 175点			

備考 選定委員1人当たりの平均評定点が105点に満たなかった提案は、最も高い総合評定点であっても、提案者を優先交渉権者とはしない。

(3) 選定結果の通知及び非選定理由の説明

- ① 選定結果は、各提案者に書面により通知するとともにホームページ上で公表する。
- ② 非選定理由の通知を受けた提案者は、発注者に対し、通知の日の翌日から起算して7日以内に、「文書（任意様式）」による非選定理由の説明を求めることができる。
- ③ 非選定理由の説明は、求めた日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

18 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合
- (3) 提案上限額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 特別の事情なくプレゼンテーション等の開始時刻に遅れた場合、又はプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 本プロポーザルの手続き期間中に、高松市病院局から指名停止を受けた場合
- (6) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (7) その他、募集要項に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合

19 選定後の手続き

- (1) 優先交渉権者と、別途、本事業実施に関する契約の締結に向けた協議を行う。
- (2) 優先交渉権者との間で契約締結に至らなかった場合は、次点者を最上位に繰り上げ、(1)と同様の協議を行うものとする。
- (3) 契約の締結までに優先交渉権者が本募集要項に記載された条件を満たさなくなった場合、失格事項に該当した場合は、優先交渉権を取り消し契約を締結しないことがある。
- (4) (1)の協議の結果契約に至らなかった場合又は(3)により契約を締結しないこととした場合は、発注者は一切の損害賠償の責めを負わない。

20 契約に関する事項

(1) 契約手続き

発注者は、優先交渉権者との間で、仕様書及び企画提案に基づき契約の締結を行うものとする。

- (2) 契約締結時期及び履行期間
締結時期 平成30年5月下旬(予定)
履行期間 高松市新病院(仮称)の開院の日(平成30年9月1日を想定)から平成34年3月31日まで
なお、契約締結日から履行期間の開始の前日までを当該委託業務の準備期間とする。
- (3) 契約方法
随意契約
- (4) 履行保証(契約保証金又は連帯保証人)
契約保証金 要(ただし、高松市契約規則第24条各号に該当する場合はこの限りではない。)
- (5) 支払条件
委託料は、保育時間単価に利用実績を乗じて得た額、食材費及びその他諸経費の合計額とし、発注者は各月末締めをもって月ごとに支払う。算出方法は別途仕様書に定める。
なお、契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって、消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、契約をなんら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払うものとする。

21 その他

- (1) 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- (2) 公募開始の日から事業者の選定が終了するまでの間、選定委員会の委員及び担当部局の関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 本プロポーザル参加に要する費用は、参加する者の負担とする。
- (4) 提出書類の返却は行わない。
- (5) 提出後の書類の差替え、変更、及び追加を目的とする再提出は認めないものとする。ただし、誤字、脱字等の軽微な場合で、発注者が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 提出書類は、提出者の承諾なく、事業者選定の目的以外に使用しない。
- (7) 書類提出後、発注者の判断で補足資料等の提出を求める場合がある。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為を行った場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講ずる場合がある。
- (9) 選定委員会の審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。
- (10) 発注者及び第三者が所有する土地、又は建物に無断で侵入し、調査等を行わないこと。
- (11) 契約後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- (12) 優先交渉権者決定後、企画提案書に記載した配置予定の責任者に変更が生じた場合、速やかに届け出ること。
- (13) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の法令によって保護される第三者の権利の対象となっている実施方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案事業者が負うものとする。
- (14) 提出された企画提案書のうち、選定された企画提案書は、選定後、一定の期間において、

評価結果とともに公開することがある。また、選定されなかった企画提案書についても公開することがある。

なお、非公開を求める場合はその旨を企画提案書に記載すること。この場合、企画提案書は公開しないが、「非公開を希望した旨」を公開する。ただし、本プロポーザルの公正性、透明性及び客観性を期する必要がある場合並びに高松市情報公開条例の規定に基づく情報公開を行う場合は、この限りでない。

(15) 提案事業者が1者であっても、企画提案の審査を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、本業務の候補者として選定する。

(16) 本業務の優先交渉権者に選定された者は、速やかに高松市病院局の物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿への掲載手続きを行うこと。

22 高松市病院局指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準

平成24年6月1日から、高松市病院局指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しており、これに留意すること。

高松市病院局指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

23 不当要求行為の排除対策

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、高松市契約監理課ホームページを参照。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html

24 周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を病院局との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、高松市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ne.jp 書面提出の場合の宛先：高松市総務局コンプライアンス推進課）。

25 適正な労働条件の確保

労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

26 関係規程について

以上で引用している高松市病院局及び高松市の規則、要綱及びマニュアル並びに高松市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも高松市総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも高松市契約監理課ホームページに掲載している。

27 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

28 書類提出先

〒760-8538

高松市宮脇町二丁目36番1号

高松市民病院 事務局総務課（担当：横倉・森）

電話：087-834-2181（内線151）

FAX：087-834-0777

E-mail：byoinshomu@city.takamatsu.lg.jp